注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

３　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

⑵　②の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の通信の相手方を「免許人所属の基地局」、「インマルサットシステムの人工衛星局」のように記載すること。

⑶　③の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、運用する全ての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

⑷　④の欄は、「平成何年総務省告示第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。

㋐　外国の無線局を用いた日本における電気通信業務の業務委託について協定又は契約を締結している場合には、その旨

㋑　外国の無線局の無線設備を使用して日本において無線局を開設する場合には、その旨

⑸　⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

４　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

５　申請書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。